

一般社団法人日本産科婦人科内視鏡学会 評議員選任規定

評議員（社員）選考委員会の設置

第1条 評議員（社員）の選考のため評議員（社員）選考委員会を設置する。

- (1) 委員長は組織担当の常務理事1名とする。
- (2) 委員は委員長が理事より5名選出する。
- (3) 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

目的

第2条 この規則は、一般社団法人日本産科婦人科内視鏡学会（以下「この法人」という）定款14条の規定に基づき、この法人の評議員（社員）の選出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

評議員（社員）となる者の資格

第3条 評議員（社員）となる者は以下各号に定める要件のすべてに該当する者でなければならない。

- (1) 満65歳未満の正会員であること
- (2) 評議員（社員）となることを申請する時点で、この法人に連続7年以上会員として所属していること。但し、この法人が成立する以前に権利能力なき社団として存在していた日本産科婦人科内視鏡学会に所属していた者については上記所属年数の計算にあたってその期間を通算することができる。
- (3) 会費に未納がないこと。
- (4) この法人の目的に沿った研究業績が備わっていること。研究業績は内視鏡手術に関する論文5編以上（筆頭論文1編以上を含む）とする。別刷りまたは論文のコピーを必ず添付すること。

注1 選考では、日本産科婦人科内視鏡学会雑誌、Gynecology and Minimally Invasive Therapy、日本内視鏡外科学会雑誌もしくはAsian Journal of Endoscopic Surgeryの論文（筆頭でも共著でも可）のどれかを必ず1編含めるものとする。論文の内容が評議員選考委員会において内視鏡手術に関連しないもしくは業績として不適切と判断された論文は、業績として認められない（例えば診断的腹腔鏡は認められないが、ロボット支援下手術は認められる）。

注2 業績となる論文は筆頭・共著を含め査読の証明がある雑誌を基準とする。査読の無い雑誌（病院雑誌・地方会誌など）は業績として認めない。

- (5) 日本産科婦人科内視鏡学会学術集会への直近7年のうち4回以上の参加実績を有すること。学会参加証明書を提出すること。

評議員（社員）応募

第4条 評議員（社員）となることを申請する者は、別紙「評議員申請について」及び同「日本産科婦人科内視鏡学会評議員申請書」に所定の事項を記入し、2名の理事の推薦書面を得て、事務局に提出する。

評議員（社員）の選考

第5条

(1)前条の応募に基づき評議員（社員）選考委員会は第3条に定める要件を審査し、その結果および評議員（社員）としての適格性に関する意見（以下答申という）を書面をもって理事長に報告するものとする。

(2)理事長は前項の答申の結果を理事会に議案として付議しなければならない。

(3)前項による理事会の審議において承認を得た者は、定時社員総会における承認手続きを経て、その翌日から評議員（社員）に就任する。

評議員（社員）の任期

第6条 評議員（社員）の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

評議員（社員）の定数

第7条 評議員（社員）の定数は、正会員のなかから正会員数の7%を限度として選任される。

評議員（社員）の補充

第8条 評議員（社員）に欠員が生じた場合は直ちに補充することができる。

評議員（社員）の会費

第9条 評議員会費は定款施行細則第2条（2）の規定に基づき15,000円であるため、既に正会員会費12,000円を納入している場合は差額の3,000円が請求される。

選任規定の変更

第10条 この規則の変更は理事会の決議をもってする。

附則

本選任規定は、平成26年6月27日から施行する。

平成28年6月10日改定。